

1. 件名:「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の  
核燃料使用施設(L棟)における耐震補強工事に係る面談」

2. 日時:平成29年9月20日(水)13時30分～14時10分

3. 場所:原子力規制庁10階打合せスペース

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

江田安全審査官、塩川安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター 副センター長

他2名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、9月8日の面談に引き続き、主に以下の説明を受けた。

・L棟の耐震補強工事を実施するかについてはまだ検討中ではあるが、実施する場合の工法について検討した。L棟は鉄骨造及び鉄筋コンクリート造であり、L棟の使用施設(主に管理区域部分)周囲の鉄骨造に鉄骨ブレースを入れ、又は鉄筋コンクリート部分(主に非管理区域部分)に既存の柱・はりに耐震壁を増設する。

・本耐震補強工事は、既設の構造躯体を変更・改造するものではなく、申請書の記載事項の変更はないが、本件工事をする場合の変更許可手続き等について確認したい。

・なお、L棟は令41条非該当施設であるが、工事にあたっては、核燃料サイクル工学研究所の保安規則に従い、作業計画を立て、放射線管理基準等に基づき作業する。

○原子力規制庁から、上記の説明に対して、使用変更許可手続の要否等については、内部で整理検討の上、後日連絡する旨伝え、平成29年9月25日、以下のとおり原子力機構に回答した。

・本工事の内容については、既許可の使用施設等に係る耐震設計の方針に含まれる措置と解されるため、変更許可申請の手続は要しないと判断する。工事にあたっては、核燃料サイクル工学研究所の品質保証計画に沿った措置を講ずること。

6. 配付資料

・なし